

公益社団法人東京都診療放射線技師会

会費減額に関する時限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会における会費に関する規程に定める会費に関して時限的に規定する。

(適 応)

第2条 この規程は、理事会および総会の決議に基づき、令和5、6年度を対象とした時限規程として規定する。

(正会員会費)

第3条 この法人の正会員の会費は次のとおりとする。

| | | |
|------------------------------------|----|---------|
| (1) 初年度（新卒、既卒を問わず） | 年額 | 0円 |
| (2) 第2年度以降及び道府県技師会転入初年度の会費 | 年額 | 10,000円 |
| (3) 再入会（入会后、理由を問わず退会したものが再度入会するとき） | 年額 | 14,000円 |

(会費減額)

第4条 定款第5条で定める会員で、次の事項を満たす者は、会費減額の取扱いを受けることができる。

(1) 60才以上の会員

2 理事会承認を経て、新年度から資格を有する。

3 会費減免処置対象者の会費は以下のとおりとする。

| | | |
|-----------------|----|--------|
| (1) 60才以上～65才未満 | 年額 | 7,000円 |
| (2) 65才以上～70才未満 | 年額 | 3,000円 |
| (3) 70才以上 | 年額 | 0円 |

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会および総会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日施行する。